

第三次計画
:H21～25年度
「持続可能な
滋賀社会の実現」
・低炭素社会
の実現
・琵琶湖環境
の再生

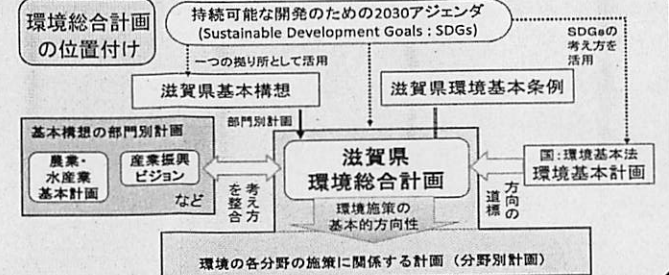
第四次計画 :H26～30年度
「めぐみ豊かな環境といのち
への共感を育む社会の実現」
・環境の未来を拓く
「人」「地域」の創造
・琵琶湖環境の再生と継承
・低炭素化など環境への
負荷が少ない安全で
快適な社会の実現

第五次環境総合計画の素案(案)(イメージ図)

環境・農水常任委員会資料
平成30年(2018年)7月11日(水)
琵琶湖環境美環境政策課

第1章 計画の基本的事項

《性格》・滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
・基本構想の部門別計画として、他の部門別計画と間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す
《計画期間》 2019年度～2030年度(12年間) ※必要に応じて見直しを実施



第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をめぐる現状認識

○環境の状況(第四次計画の点検・評価/現状・課題)

- 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造
[環境学習] 場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援
[ライフスタイル、ビジネススタイル] エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境こだわり農業等の取組拡大
- 琵琶湖環境の再生と継承
[琵琶湖の保全再生] 琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化(在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着)
[生物多様性] 開発・人の手が入らなくなり生息・生育環境の劣化・消失、特定種の生息増・生息域拡大・生態系バランスの崩れ。暮らしと自然との関わり希薄化
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
[低炭素社会] 本県温室効果ガス総排出量減少(1990年度比)。但し、家庭・業務部門増、同総排出量の約半分は産業部門
[環境リスク] 排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態で管理
[循環型社会] 家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は減少傾向、産業廃棄物の排出量横ばい

環境保全の新たな
考え方・施策

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定
第五次環境基本計画
琵琶湖保全再生施策に関する計画

○将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

- 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造
・ESDをはじめ、環境学習の取組が進む一方、保全の担い手減少・価値観多様化・技術革新の進展
→自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮製品の出現・普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長
- 琵琶湖環境の再生と継承
・産業構造変化(第二次産業構成比減少)、農地減少・都市化進行、中山間地等の耕作放棄進行
・琵琶湖の利活用進展、関わり多様化、保全の担い手減少・価値観の多様化
・気候変動の進行、森林利用の本格化、技術革新の進展
→琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、被害継続、一方で生物多様性・餌環境に改善の兆候、新たな外来生物の影響可能性、管理の行き届かない森林や農地増加
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
・産業構造変化(第二次産業構成比減少)、再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、技術革新の進展、保全の担い手減少、環境インフラ老朽化・負担増、海外をはじめリサイクル先の不足
→地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量増加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、化学物質等のリスク管理継続、一般廃棄物・産業廃棄物の減少

2 目指す将来の姿・目標

(目指す将来の姿)

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会
・活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
・琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに取り込まれている
・環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かさが感じられる「低炭素社会」が築かれている
・様々な人々が、学び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている

(目標)

～「環境」「社会」「経済」の
統合的向上に向けた健全な循環の構築～

施策展開の4つの視点

二つの循環

経済・社会活動における循環
生態系・自然界における循環

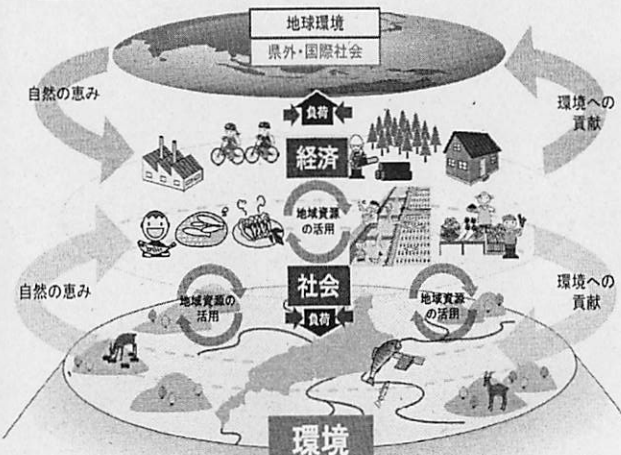
三つの共生

自然と人の共生
人と人の共生
地域と地域との共生

「守る」「活かす」「支える」

協働

「環境自治」の理念



第3章 施策の方向性

2030年の滋賀の環境を見通し、施策展開の4つの視点を通して、環境を「守る」取組により、琵琶湖をはじめ地域資源の新たな価値や魅力を高め、自然の恵みを「活かす」ことで、社会・経済の活性化を図り、更なる「守る」取組へとつなげる。
4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

1 琵琶湖をはじめとする環境の保全再生と自然の恵みの活用

[琵琶湖の保全再生・活用] 南湖の重点的な保全・再生、在来魚介類のにぎわい復活に向けた調査研究、生態系を含めた新たな有機物指標(TOC等)の導入、県産の農林水産物の利用促進、琵琶湖環境と関わる機会の充実
[生物多様性・森林づくり] 多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動へ生物多様性の視点の組み込み・県民の理解の促進、森林資源の循環利用による活力ある林業の推進・人材の育成確保、県産材の安定供給体制の確立、森林山村の活性化

2 気候変動への対応・環境負荷の低減

[気候変動] 今世紀後半に脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、将来的な気候変化・影響評価の情報共有・適応策の取組、省エネルギー・節電推進、地域資源を活かす再生可能エネルギーの導入推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進
[環境リスク] 工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進
[循環型社会] 2R(リデュース・リユース)の取組強化、リサイクル・適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の強化・自治体間の連携協力の推進、資源化に係る研究開発・施設整備の促進

3 持続可能性を支える社会づくり、人育て

[環境学習] 学習を担う人育てや場づくりの推進、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組みづくり
[環境とのつながり・関わり] 取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、企業による環境保全の取組への支援
[環境インフラ] 下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進、治山施設の点検・診断を通じた補修等
[調査研究・技術開発] 琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国環研等との連携の推進、最新の研究知見の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視

4 国際的な協調と協力

[国際的な協調と協力] 水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、世界湖沼会議等への参画を通じた世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

[各主体の役割・連携] [関係諸計画への反映]

[計画の進捗状況の点検および見直し]

分野別計画の進捗状況を参考指標をもとに点検

→ 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表

計画期間内においても必要に応じて、見直しを実施